

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 2 月 16 日（金）第 490 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

- 指定納付受託者の指定 (デジタル推進課取扱い) 1
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 1
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 2
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (2件) (道路維持課取扱い) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 3

公 告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (会計課取扱い) 3
- 一般競争入札公告 (会計課取扱い) 4

教 育 委 員 会 告 示

- 教科用図書採択地区の設定の一部改正 (※) (義務教育課取扱い) 7

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (3件) (監査委員事務局取扱い) 7

熊毛海区漁業調整委員会指示

- ウナギの採捕についての指示 (熊毛海区漁業調整委員会取扱い) 9

内水面漁場管理委員会指示

- ウナギの採捕についての指示 (内水面漁場管理委員会取扱い) 10

告 示

鹿児島県告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 6 年 2 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社鹿児島カード
鹿児島市泉町3番3号
- 2 指定納付受託者を指定した日
令和 6 年 2 月 9 日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
鹿児島県立博物館のプラネタリウム室使用料
- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和 6 年 2 月 9 日から同年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第100号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和 6 年 2 月 16 日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成 29 年 7 月 11 日鹿児島県告示第 798 号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）は、廃止する。

令和 6 年 2 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域	区 分
肝付町内之浦区域 （肝属郡肝付町大字北方及び大字南方の地区）	(1) 主として小型合併漁業を営む漁業 (2) 総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によりまき網を使用して行う漁業及び雑魚定置漁業 (3) 小型定置漁業及びます網漁業 (4) (1) から (3) までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第 101 号

南さつま市坊津町久志 2046 番地 原政人及び南さつま市坊津町久志 6559 番地 2 宮崎忠夫からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第 108 条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 6 年 2 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 南さつま市久志区域（南さつま市坊津町久志の地区）
- 2 区分 主としてきびなご流網漁業を営む漁業及び主として一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第 102 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 6 年 2 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第 1236 号	令和 12 年 2 月 9 日	米ぬか油 かす及び その粉末	脱脂米糠	窒素全量 2.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0	該当なし	南日本コメ油株式会社	鹿児島市南栄三丁目 19 番

鹿児島県告示第 103 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 6 年 2 月 16 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	小山田川田蒲生線	始良市蒲生町久末字下瀬戸 2648 番 2 地先から 2649 番 4 地先まで	前	4.6～29.2	397.8
			後	5.6～29.2	399.1

鹿児島県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年2月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	木場吉松えびの線	始良郡湧水町北方字九日田2967番1地先から2929番1地先まで	前	5.1～11.1	320.0
			後	8.8～29.7	314.4

鹿児島県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和6年2月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	木場吉松えびの線	始良郡湧水町北方字九日田2967番1地先から2929番1地先まで	令和6年2月16日

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和6年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和6年2月16日

鹿児島県警察本部長 野川明輝

1 調達をする特定役務の種類

OA機器賃貸業務（OA機器の賃貸）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、

資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3828
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和6年2月16日から同月27日までのそれぞれの日（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条に定める県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第5条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和7年12月31日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和6年2月16日

鹿児島県警察本部長 野川明輝

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等の名称及び数量

パソコン用ソフトウェアライセンスほか 1,731式

(2) 借入れをする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 借入期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものである

こと。

- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3828
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
令和 6 年 2 月 16 日から同月 27 日までのそれぞれの日（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第 37 号）第 1 条に定める県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書の提出方法
(3)に示す日時及び場所に直接持参するか、又は(4)の提出場所に配達を証明することができる郵便若しくは信書便により送付すること。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和 6 年 3 月 27 日午後 1 時 30 分
イ 場所 鹿児島県警察本部警務部会計課入札室（警察本部庁舎 3 階）
 - (4) 郵送による場合の入札書の提出場所及び提出期限
ア 提出場所 鹿児島県警察本部警務部会計課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8566
イ 提出期限 令和 6 年 3 月 26 日午後 5 時 15 分必着
 - (5) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
㉠ 交付場所 (4)のアに同じ。
㉡ 交付期限 令和 6 年 3 月 8 日午後 5 時 15 分
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4 の(4)のア及び(5)のイの(㉡)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部警務部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

電話番号 099-206-0110 (内線2232)

ファックス番号 099-206-5560

13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 令和 6 年度予算が成立しない場合は、当該入札を中止又は延期する。
- (3) 当該入札に係る契約は、令和 6 年 4 月 1 日に確定する。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Software Licenses, etc.: 1731Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As shown in the specification book
- (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:
5:15 p.m. 26 March 2024
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110 (ext.2232)
FAX 099-206-5560

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第 2 号

昭和 47 年 4 月 21 日鹿児島県教育委員会告示第 1 号 (教科用図書採択地区の設定) の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

表中	「	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black;">川薩地区</td> <td style="border: 1px solid black;">薩摩川内市, 薩摩郡 (さつま町)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">出水地区</td> <td style="border: 1px solid black;">阿久根市, 出水市, 出水郡 (長島町)</td> </tr> </table>	川薩地区	薩摩川内市, 薩摩郡 (さつま町)	出水地区	阿久根市, 出水市, 出水郡 (長島町)	を
川薩地区	薩摩川内市, 薩摩郡 (さつま町)						
出水地区	阿久根市, 出水市, 出水郡 (長島町)						
	「	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black;">北薩地区</td> <td style="border: 1px solid black;">薩摩川内市, 薩摩郡 (さつま町), 阿久根市, 出水市, 出水郡 (長島町)</td> </tr> </table>	北薩地区	薩摩川内市, 薩摩郡 (さつま町), 阿久根市, 出水市, 出水郡 (長島町)	に改める。」		
北薩地区	薩摩川内市, 薩摩郡 (さつま町), 阿久根市, 出水市, 出水郡 (長島町)						

監査委員公表

監査委員公表第 1 号

令和 5 年 10 月 4 日付け監査第 1053 号の監査結果に基づき、令和 5 年 12 月 26 日付け鹿教総第 314 号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 16 日

鹿児島県監査委員	松菌英昭
同	大菌 豊
同	西高 悟
同	前野義春

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
義務教育課	令和4年度と同様、委託料の支出負担行為が遅延しているものがある。(3か月以上1件, 2か月以上2件, 1か月以上3件)	委託契約について、契約手続きと支出負担行為の起票の遅延が生じることのないよう、課内全体での連携を図るとともに、支出負担行為の起票状況の確認を複数職員で確実に行うよう体制を強化した。
人権同和教育課	地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収入未済額は9,634万余円で、前年度より減少(収入歩合は低下)しているが、依然として多額となっている。	地域改善対策高等学校等奨学資金については、貸与者に対して奨学資金返還用の納入通知書送付時に、文書により返還方法等を周知するなど返還意識を高めるとともに、生活困窮等による納入困難者には、免除制度の周知を図り、新規発生 of 未然防止に努めている。 また、未納者に対しては、督促状を発送する際に未納状況を示した上で自宅訪問を行い、個々に応じた細やかな納付指導をするなどして、未収債権の解消に努めている。
大島特別支援学校	報酬の支払が遅延しているものがある。(6か月以上1件)	支払の漏れによる遅延が生じることのないよう、複数の職員で証拠書類と支出伝票の確実な照合を行うなど確認体制を強化した。 また、定期監査の結果について職員に周知し、適正な会計事務処理に努めるよう注意喚起を行った。

監査委員公表第2号

令和5年10月4日付け監査第1056号の監査結果に基づき、令和5年12月27日付け人委第519号で鹿児島県人事委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年2月16日

鹿児島県監査委員	松菌英昭
同	大菌 豊
同	西高 悟
同	前野義春

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
人事委員会事務局	公用車の物品事故があり、損害が発生している。(1件 県負担額266,871円)	<ul style="list-style-type: none"> 職場研修において、公用車の物品事故防止について、職員へ周知を図った。 当事者である職員に対しては、物品事故を起こさぬよう、再度、安全運転及び安全確認等の徹底を指導した。

監査委員公表第3号

令和5年10月4日付け監査第1054号の監査結果に基づき、令和5年12月19日付け鹿公委会第3号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年2月16日

鹿児島県監査委員 松蘭英昭
 同 大 藪 豊
 同 西 高 悟
 同 前野義春

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
奄美警察署	交通事故が複数あり，公用車等に損害が発生している。 （6件 県負担額 173,997円）	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故防止に関する指導・教養を実施することで，署員に対する交通事故防止の意識付けを行った。 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づく，運転訓練を実施した。 署員を対象とした公用車事故防止に係るアンケート調査を実施し，署員の交通事故防止への意識付けを行うとともに，教養・訓練内容の改善につなげた。
沖永良部警察署	交通事故が複数あり，相手方に損害が発生している。（2件 県負担額 510,172円）	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故防止に関する指導・教養を実施することで，署員に対する交通事故防止の意識付けを行った。 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づく，運転訓練を実施した。 管内の交通危険箇所をマップ化し，署員間で情報共有することで，事故防止への意識を高める取組を実施した。

熊毛海区漁業調整委員会指示

熊毛海区漁業調整委員会指示第 5 - 1 号

熊毛海区におけるニホンウナギの採捕について，漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき，次のとおり指示する。

令和 6 年 2 月 16 日

熊毛海区漁業調整委員会会長職務代理者 伊東恭三郎

- 1 禁止する水産動物
全長21センチメートルを超えるニホンウナギ
- 2 禁止期間
10月1日から翌年2月末日まで
- 3 禁止区域
熊毛海区（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）
- 4 適用除外
次に掲げる場合において，熊毛海区漁業調整委員会に届出をした者については，この指示を適用しない。
 - (1) 鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号）第48条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合
 - (2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が，ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から，委託，補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）
- 5 指示の有効期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

内水面漁場管理委員会指示**鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第 5 - 1 号**

鹿児島県におけるニホンウナギの採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 6 年 2 月 16 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

- 1 禁止する水産動物
全長 21 センチメートルを超えるニホンウナギ
- 2 禁止期間
10 月 1 日から翌年 2 月末日まで
- 3 禁止区域
鹿児島県内（奄美市及び大島郡を除く。）の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）
- 4 適用除外
次に掲げる場合において、鹿児島県内水面漁場管理委員会に届出をした者については、この指示を適用しない。
 - (1) 鹿児島県漁業調整規則（令和 2 年鹿児島県規則第 52 号）第 48 条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合
 - (2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）
- 5 指示の有効期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで